

日本の都道府県立図書館の機能と役割

大野 勝也

都道府県立図書館とは、各都道府県が都道府県民にサービスするために設置する公立図書館であり、現在、全都道府県に設置されている（図書館情報学用語辞典、第4版、丸善）。都道府県立図書館（以下、県立図書館と略す）は、第2次世界大戦後の新体制の下、市町村立図書館が未整備であった時から活動を始めた。初期には、全域に団体貸出等を行なうとともに、参考調査図書館を目指した。その後、市町村立図書館の整備にともない、市町村立図書館への援助にその活動をシフトさせた。1980年代前半に、葉袋秀樹は、戦後から1980年代までの県立図書館論の歴史的展開を包括的にまとめ、県立図書館論の不在について批判した。しかし、葉袋の指摘以降も、県立図書館の機能と役割については、個々の論考や事例が発表されているが、全体的な分析・考察は十分には行なわれていない。

そこで、本研究では、1980年代から現在までの日本の都道府県立図書館を対象として、県立図書館の機能と役割に関する議論の状況、県立図書館の現状をまとめた上で、県立図書館サービスの今後の課題について分析・考察した。その際、各県立図書館のあり方を示した報告書（以下、報告書と略す）を踏まえた上で分析した。研究方法としては、文献調査と報告書の内容調査を用いた。

研究の結果、以下の事柄が明らかになった。

- ・報告書（2001年以降に刊行された29都道府県の51件）によれば、市町村立図書館への支援という機能自体は県立図書館の第一義的機能として定着している。ただし、具体的に実施すべきサービス内容については、共通理解が得られていない。また、現在では市町村立図書館への支援という一方向的な機能に留まらず、市町村立図書館や大学図書館等との協力に基づく、図書館ネットワークの結節点の機能が重要視されている。
- ・市町村立図書館との役割分担を目指す「機能分担論」と、市町村立図書館の支援を目指す「全面的サービス論」のどちらか一方に立ったサービスのみを実施している自治体は存在しなかった。各自治体では、個々の県立図書館の機能や役割についての方針に基づいて、サービスごとに「機能分担論」「全面的サービス論」が選択されている。
- ・高齢者サービス等の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」で求められている直接サービスや、パイロットモデルサービス等の「県立図書館特有の直接サービス」の実施率は、決して高くない。協力レファレンス等の間接サービスに比べて、レファレンスサービス等の直接サービスは、多くの自治体に取り組むべきサービスに位置づけている。
- ・報告書では、実施する様々なサービスは取り上げているが、個々のサービスを支える県立図書館の内部機能は重視していない。特に、開館時間・開館日延長への対応方法、図書館協議会の委員構成、館長の司書資格要件、司書の継続的採用、著作権等の権利保護、災害等危機的状況への対応、書誌データ作成等については、ほとんど記されていない。
- ・県民や市町村立図書館の現状とニーズの把握に努めている自治体が少ない。その結果、「機能分担論」に基づくサービスを実施したり、直接サービスに多くの経営資源を投下する際に、県民や市町村立図書館のニーズを無視していると非難を受けることもある。
- ・各自治体では、県内の現状や各種ニーズを把握する事前調査の実施、県立図書館の方針や役割について市町村立図書館、県民、行政管理部門に周知徹底を図ること、県立図書館の方針に基づいて展開したサービスに対する第三者評価の実施、が必要である。さらに、県立図書館では、県立図書館の各種サービスの基盤となる内部機能について、明確な方針・計画を立てることが必要である。

（指導教員 大庭 一郎）